

長崎県警察本部訓令第9号

長崎県警察学校の運営等に関する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

長崎県警察本部長 古谷 洋一

長崎県警察学校の運営等に関する訓令

長崎県警察学校の運営に関する訓令（平成14年長崎県警察本部訓令第1号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 授業（第3条－第6条）
- 第3章 入校（第7条－第9条）
- 第4章 学生組織（第10条－第14条）
- 第5章 休学等（第15条）
- 第6章 成績評価（第16条－第21条）
- 第7章 表彰及び処分（第22条・第23条）
- 第8章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、長崎県警察学校（以下「学校」という。）における学校教養を効果的に推進するため、学校の運営及び学校における教養の実施（以下「学校の運営等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 学校の運営等については、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）、長崎県警察教養規則（平成13年長崎県公安委員会規則第12号）、長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号。以下「組織規則」という。）及び長崎県警察の教養に関する訓令（平成13年長崎県警察本部訓令第34号。以下「教養訓令」という。）によるほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教官等 組織規則第95条から第98条までに規定する副校長、教授、教官及び学生指導員をいう。
- (2) 警察職員 組織規則第2条第1項に規定する警察職員をいう。
- (3) 学生 学校に入校中の者をいう。
- (4) 専科等 教養訓令第8条各号に規定する課程のうち、初任科、初任補修科及び一般職員初任科以外の課程をいう。

第2章 授業

（教授科目の指定）

第3条 長崎県警察学校長（以下「校長」という。）は、教官等に対し、教授科目を指定して授業を行わせるものとする。

（授業計画）

第4条 授業は、別に定める授業計画に基づいて行うものとする。

（授業の変更）

第5条 教官等は、病気その他の理由により担当する授業に支障を生じるおそれがあるときは、校長に申し出て、その指示を受けなければならない。

2 校長は、教官等から前項の申出があったときは、授業の変更等必要な指示を行うものとする。

（講師の委嘱）

第6条 校長は、必要があると認めるときは、警察職員又は学識経験者を講師として委嘱することができる。

### 第3章 入校

（入校）

第7条 校長は、教養訓令第8条各号に規定する課程への入校を命ぜられた者を入校させるものとする。

2 学生は、全て学校内の寮に寄宿するものとする。ただし、専科等の学生で、特別の理由により校長の許可を受けたものは、この限りでない。

（入校者の宣誓）

第8条 学生は、入校に際して、校長に対し、別に定める学校諸規程を遵守し、学業に専念する旨を宣誓しなければならない。

（学生の服務基準）

第9条 学生の服務基準は、校長が別に定める。

### 第4章 学生組織

（学生組織）

第10条 校長は、学生の教養効果を高め、かつ、規律ある校内生活を維持するため、学生組織を編成する。

2 前項の学生組織は、原則として1学級40名以下とする学級に編成し、更に班に分けるものとする。

3 前項の班に、学生に対する個別の指導を行う班担当教官を置く。

（学生組織の役員）

第11条 前条の学生組織に、次の役員を置く。

(1) 学生総代（以下「総代」という。） 学級ごとに1名

(2) 学生副総代（以下「副総代」という。） 学級ごとに1名

(3) 班長 班ごとに1名

2 役員は、校長が任免する。

（総代及び副総代の任務）

第12条 総代は、校内生活に関して教官等の指示を受け、学校と学生との間の連絡調整及び円滑な校内生活の維持に当たるものとする。

2 副総代は、総代を補佐し、総代に事故があるときは、その任務を代行するものとする。

(班長の任務)

第13条 班長は、班員を掌握し、かつ、班員に率先して寮生活の秩序維持に努めるとともに、班担当教官並びに総代及び副総代と緊密な連絡を取り、総代及び副総代を補佐するものとする。

(自治活動)

第14条 学生は、校内生活の円滑化を図るため、自治活動に従事するものとする。

#### 第5章 休学等

(休学等)

第15条 学生は、病気その他の理由により休学しようとするときは、校長の承認を受けなければならない。欠講しようとするときも同様とする。

2 校長は、学生から自主退校の申出があったときは、その理由を付して長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 第6章 成績評価

(成績評価)

第16条 成績評価は、考査及び操行評定の結果に基づいて行うものとする。

(考査)

第17条 校長は、学生に対する教養効果を測定するため考査を行うものとする。

2 考査の種別は、次のとおりとする。

- (1) 初任科 中間考査及び卒業考査
- (2) 初任補修科 卒業考査
- (3) 一般職員初任科 卒業考査
- (4) 専科等 修了考査

3 考査は、実施した授業の科目ごとに行うものとする。ただし、校長は、必要に応じ、科目の一部又は全部について考査を省略することができる。

(再考査)

第18条 校長は、考査の合格基準に達しなかった者に、再考査を行うことができる。

2 考査及び再考査の合格基準は、別に定める。

(操行評定)

第19条 操行評定は、学習態度、寮生活の状況等について行うものとする。

2 操行評定の合格基準は、別に定める。

(成績評価の要領)

第20条 前3条に規定するもののほか、成績評価の要領は、別に定める。

(証書の授与)

第21条 校長は、考査（再考査を含む。）及び操行評定の合格基準を満たして教養課程を終えた学生に、卒業証書又は修了証書を授与するものとする。

## 第7章 表彰及び処分

### (表彰)

第22条 成績評価の結果が優秀であった者に対し、別に定める基準により、本部長賞又は校長賞を授与するものとする。

2 校長は、前項のほか、学校生活において模範となった学生を表彰することができる。

### (処分)

第23条 校長は、考査若しくは操行評定の合格基準に満たない学生又は病気その他の理由により成業の見込みがないと認める学生に対し、退校処分を行うことができる。

2 校長は、学校の規律を乱し、その他学生としてふさわしくない非行があった学生に対し、情状により、次に掲げる処分を行うことができる。

(1) 退校

(2) 謹慎

(3) 訓戒

3 校長は、前2項の規定により退校処分を行おうとするときは、本部長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 校長は、第1項及び第2項の処分を行ったときは、速やかに関係所属長に通知しなければならない。

## 第8章 雑則

### (細部事項)

第24条 この訓令に定めるもののほか、学校の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。